



# 長野県報

12月15日(月)  
平成20年  
(2008年)  
第2025号

## 目 次

### 規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 1

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) ..... 1

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) ..... 2

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための

選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) ..... 2

### 公 告

一般競争入札(情報統計課) ..... 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) ..... 4

土地区画整理組合役員の就任の届出(都市計画課) ..... 4

一般競争入札(病院事業局) ..... 4



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布します。

平成20年12月15日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

### 長野県公安委員会規則第9号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「及び定員」を削り、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 警務課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、犯罪被害者支援室を付置する。

- (1) 犯罪被害者支援に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

別表第2の23の松本市村井・寿交番の項中「大字芳川野溝」を「大字芳川野溝 野溝東1丁目及び2丁目」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

警務課



### 長野県告示第659号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年12月15日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

小谷村

2 事業の種類

小谷村交流センター保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

北安曇郡小谷村大字千国字猪岩地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

小谷村交流センター保全事業(以下「本事業」という。)

は、法第3条第32号に掲げる公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本事業の起業者である小谷村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

## ア 本事業の施行により得られる利益

小谷村交流センター（以下「本件施設」という。）は、白馬乗鞍地区の中心部に位置し、公の施設として条例により設置されている施設であるが、敷地については建設当初より借地により運営してきている。

本件施設は、多目的交流コーナーに常設されている「フリークライミングウォール」や自然豊かなフィールドを利用した体験を中心に様々な活動の基地として利用されている。また、地域住民の「ゲートボール」、「各種会議」、「各種サークル」などに利用されている。さらには、選挙時の投票所、健康診断会場、災害時の避難所としても利用されている。

このように施設が活用されているにもかかわらず、借地の契約更新が進まない状況が発生しており、本事業により土地の所有権を確保することは、本件施設の安定運営が期待できる。

## イ 本事業の施行による影響

借地により本件施設を運営しているが地域の住民の生活への影響は発生しておらず、本事業の施行により土地を取得しても、この状況に変化が生じないと認められる。

## ウ 比較衡量

アで述べた本件施設により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

## ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、本件施設を地域間交流や地域活性化のために活用しているが、敷地の借地契約期限が平成21年3月となっており、更新が進まない状況のため、土地の所有権を小谷村が取得しようとするものである。

平成18年3月に策定した小谷村第4次総合計画・後期計画では「美しい自然を守り活かす村づくり」、「心やすらぎ楽しい暮らしのできる村づくり」及び「教育文化を育む村づくり」を基本理念としており、この理念を実現するため、今後も本件施設の活用が必要であると認められる。

よって、本事業により土地を確保することは、本件施設の安定運営を図るため、早期に施行されるべきと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件施設のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件施設の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

## ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

小谷村役場総務課

企画課土地対策室

## 長野県告示第660号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年12月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

小県郡長和町和田字和田山5101の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 選告示第17号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成20年12月15日

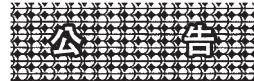
長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

〔	35,347	〕	35,346
	361,217		361,213
	7,672		7,658
	22,834		22,843
	17,847		17,830
	9,119		9,110
	10,774		10,756
	9,130		9,138
	9,574		9,556
	102,106		102,184
	60,446		60,506
	46,711		46,713
	20,917		20,897
	28,752		28,732
別表中	14,014	を	14,002
	19,665		19,650
	11,960		11,955
	19,053		19,043
	9,168		9,162

に改める。

19,491	19,473
8,521	8,495
7,465	7,456
21,376	21,408
18,072	18,077
37,963	37,999
21,647	21,629
8,397	8,390
26,434	26,438

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月15日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品及び数量

長野県デジタルアーカイブ推進事業画像編集用パソコン及び周辺機器一式

## (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成21年2月1日から平成26年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

長野県情報統計課

## (5) 入札方法

1月当たりの額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026（235）7072

**4 入札手続等**(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年12月25日（木）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室

## (3) 郵送による入札の可否